

(別記)

令和3年度由布市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

由布市では、水稻・麦・大豆については農事組合法人が広い面積を経営している地域もあるが、元々経営面積が小規模な農家が多く、各々で機械を所有しているため非効率的な生産体制となっている。また大豆については、近年連作障害による単収減が問題となっている。野菜や花き、果樹については、新規就農者が参入してきているものの、安定した継続性のある生産に向けて、競争力の高い生産システムの構築と省力化が重要な課題である。また、畜産については、高齢化により廃業する農家が増える中、安定した経営が可能な条件づくりが重要である。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

由布市には、寒冷な中山間部と温暖な平野部及びその中間部との3つの気候条件が存在することから、それぞれの気候とほ場条件に応じた作物を推進していく。また、米からの脱却を図るため、重点的に推進する野菜等の高収益作物への転換を促す。産地化を目指すハトムギについては有利に販売できるよう、作付の拡大と単収の向上に取り組む。また、連作障害が問題となっている大豆については、段階的にハトムギ等の高収益作物への転換を促していく。高収益作物の流通にあたっては、既存の販売店や地域内での消費だけではなく、インターネット販売や新規の社団法人などとの協力を図り、新たな市場の開拓を進め地域農業の活性化をめざす。併せて、農業機械の共同利用やスマート農業機器の活用など低コスト生産のための取組の導入・普及を図るとともに、団地化の推進及び取組面積の拡大を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

地域農業の担い手の減少や高齢化等による労働力不足など厳しい状況の中で、安定的な農業経営を維持していくため、経営規模の拡大と低コスト化を推進する。地域の実情に応じて水稻から高収益作物などへの転換を推進し、生産コストの低減、農作業の省力化、効率化をめざし、共同利用設備等の利用を推進する。また、水稻を組み入れない作付体系が3年以上定着し、畠作物のみの生産を行っているほ場を営農計画書等からピックアップし、今後水稻作に活用される見込みがないか等を現地確認及び意向調査等により確認するとともに将来的な畠地化を検討する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

農地中間管理機構の活用等を通して、担い手や集落営農への農地集積と機械の共同利用等を通して作業の省力・低コスト化を推進する。また、「大分つや姫」による県産米のブランドづくり等を通して、市場の動向に配慮した売れる米づくりを推進する。また、近年の温暖化の影響により水稻の品質低下が問題となっている。市内で作付される水稻品種の大半は高温耐性に劣る「ヒノヒカリ」であることから、高温耐性に優れる良食味品種である「なつほのか」の導入を検討する。

(2) 備蓄米

県別優先枠を活用した農業協同組合等出荷業者への取組を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、飼料用米の数量払による農業者の生産意欲の向上と農業収入の増加を図る。そのために、複数年契約や地域の産地交付金による晚期穗肥の施用を支援する取組の継続と併せて作付拡大と団地化の推進を図る。

イ 米粉用米

学校給食や製粉会社等の需要ニーズを把握し、需要に応じた生産を推進する。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の需要が減少していく中で、国内外の新市場を開拓して農業者の所得向上を図る取組を支援し、市内における供給量の確保をめざす。

エ WCS用稻

畜産物の生産性の向上と安定的な供給を確保するため、飼料供給体制整備の推進の一環として、WCS用稻の品質向上をめざした栽培管理の強化に対する取組を支援し、市内における供給量の確保をめざす。

オ 加工用米

実需者の要望に添う安定した供給体制の形成と、担い手へのほ場集積を容易とする環境形成を推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

農地中間管理機構の活用等を行い、担い手や集落営農への農地集積と機械の共同利用等を通して、作業の省力・低コスト化を推進する。さらに、産地交付金において、麦や大豆の単収向上のため生産性向上の取組を実施したものに数量払による支援を行い、単収増に対するインセンティブを活用して収量増を図る。また、近年の課題である大豆の連作障害に対しては、産地交付金による土壤改良等による生産環境の改善やハトムギの作付による輪作を勧めるなど、対策を講じる。

(5) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、産地交付金により排水対策等の支援を行いながら、栽培面積の拡大を図る。また、二毛作の取組に対して産地交付金により支援し、水田の有効活用を図る。

(6) 高収益作物

付加価値の高い作物として市場ニーズのある「甘ねぎ」または「白ねぎ」、「オクラ」や「にんにく」、「とうがらし」、「ほうれん草」、「ハトムギ」、「いちご」を重点推進品目として選定し、産地交付金において作付の支援を行いながら、作付面積の拡大と併せて品質向上に努め、産地形成を行う。

また、下記生産者集団のある作物を共同出荷したり、地域振興作物として野菜や花き等を10a以上作付けし、地域内外の直売所やインターネット等による個人販売等を行うなど多様な消費者のニーズに対応し、地産地消も含め幅広い販売網の構築を行う農業者に対しても産地交付金で支援を行う。併せて、果樹を田に作付けし、経営の多角化をめざす農業者にも導入のインセンティブとして作付初年度に限り支援する。

生産者集団のある地域振興作物：

(トマト、ニラ、(米)なす、ホオズキ、なばな、アスパラガス、なし、すもも、ブルーベリー)

5 作物ごとの作付予定面積等

作物	前年度作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	令和5年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	1405	1386	1352
備蓄米	0	0	0
飼料用米	9.0	8.0	8.5
米粉用米	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0
WCS用稻	141.1	140.0	141.0
加工用米	0	0	0
麦	45.8	47.5	49.0
大豆	35.2	36.5	36.5
飼料作物	215.5	218.6	219.0
・子実用とうもろこし	0	0	0
そば	2.8	3.0	3.5
なたね	0	0	0
高収益作物	44.0	54.6	57.5
・野菜	35.1	35.0	36.0
・花き・花木	1.0	1.0	1.0
・果樹	0.0	0.5	0.5
・その他の高収益作物	7.9	18.1	20.0
畑地化	0	1.0	1.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	令和2年度（実績）	令和5年度（目標値）
1	麦 (種子用を除く)	麦の生産性向上の 取組(数量払) (基幹・二毛作)	麦の収量	295.0kg/10a	320.0kg/10a
2	大豆	大豆の生産性向上の 取組(数量払) (基幹・二毛作)	大豆の収量	52.3kg/10a	110.0kg/10a
3	甘ネギ、白ネギ、 オクラ、にんにく、とうがらし、 ほうれん草、ハトムギ、いちご	地域重点作物の作付 推進助成 (基幹・二毛作)	交付対象作物の 作付面積	18.1ha	40.0ha
4	生産者集団のある 作物及び一定の面 積以上の作付けが ある野菜・花き・ 果樹	地域振興作物の作付 推進助成(基幹)	交付対象作物の 作付面積	25.7ha	32.0ha
5	飼料用米	飼料用米の生産性向 上の取組(基幹)	飼料用米の収量	417.9kg/10a	488.0kg/10a
6	そば・なたね	そば・なたね二毛作 助成(二毛作)	そば・なたね(二 毛作)の作付面積	0ha	3.6ha
			水田利用率	76.2%	83.0%
7	そば・なたね	そば・なたね助成 (基幹)	そば・なたね(基 幹)の作付面積	2.8ha	3.8ha
8	麦、大豆、飼料作 物、WCS用稻、飼 料用米、そば、な たね	転換作物拡大加算 (基幹)	対象作物の 作付面積	7.2ha	8.5ha
9	高収益作物、新市 場開拓用米、加工 用米、飼料用とう もろこし	高収益作物等 拡大加算 (基幹・二毛作)	対象作物の 作付面積	10.0ha	15.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

产地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会			整理番号	1																							
使途名	麦の生産性向上の取組（数量払）（基幹・二毛作）																											
対象作物	麦（種子用を除く）																											
単価	生産者の麦出荷量1kgにつき47円（上限単価57円） ※基準単収時：面積換算8,200円/10a（上限単価10,000円/10a）																											
課題	由布市の麦の単収は近年上昇してきたが、基準単収は小麦170kg/10a、裸麦179kg/10aと低く、単収の向上が課題である。単収向上に向け「適期作業」、「排水対策による湿害回避」、「堆肥や土壤改良資材等の施用による土づくり」、「雑草防除」などの基本的な栽培管理技術の確実な実施に取り組んでいく必要がある。																											
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">麦の収量</th> <th>目標</th> <td>230kg/10a</td> <td>300kg/10a</td> <td>310kg/10a</td> <td>320kg/10a</td> </tr> <tr> <th>実績</th> <td>295kg/10a</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	麦の収量	目標	230kg/10a	300kg/10a	310kg/10a	320kg/10a	実績	295kg/10a	—	—	—						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																							
麦の収量	目標	230kg/10a	300kg/10a	310kg/10a	320kg/10a																							
	実績	295kg/10a	—	—	—																							
内容	麦の単収向上のための基本的な栽培管理技術を一定以上実施した数量払対象者に対して、出荷量に応じた助成を行う。																											
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者：由布市内の認定農業者、集落営農、認定新規就農者 (※数量払申請者である) ○取組要件： <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象作物を生産年度内に出荷し、検査を受けた生産物でかつ2等以上に格付けされたもの。 (2) 生産性向上の取組として、下記の技術のうち9技術以上に取り組むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・排水対策（①明渠、②暗渠） ・土づくり（③堆肥散布、④土壤改良材散布、⑤元肥散布、⑥追肥散布） ・播種時（⑦種子予措、⑧適期播種、⑨畝立て） ・雑草防除等（⑩除草剤散布） ・麦踏み・土入れ（⑪踏圧、⑫土入れ） ・病害虫防除（⑬防除1、⑭防除2） ・収穫（⑮適期収穫） ・その他（⑯輪作（前年度面積の30%以上）、⑰鳥獣外対策） ※適期播種とは11月10日～12月10日の間に播種を行ったものとする。 ※適期収穫とは5月20日～6月20日までの間に収穫を行ったものとする。 ※適期播種及び適期収穫については、関係機関の指導等を受けて時期をずらした場合は、その適切な理由により取り組んだものと見なすことができる。 ※堆肥散布及び土壤改良材散布は、年度内に1回実施すれば取り組んだものと見なす。 ※堆肥散布は1t/10a以上とする。 ※輪作要件は、(R2の作付ほ場以外のR3の作付面積) >= (R2のほ場面積) × 0.3とする。 																											
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○由布市農業再生協議会において以下の書類等を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ①助成対象者：由布市認定農業者認定書、営農計画書、交付申請書、現地確認、作業日誌により確認する。 ②数量及び等級：「畠作物の直接支払交付金での数量払の交付」に伴う農政局からの数量払交付金申請者のデータやJAからの出荷情報により確認する。 ③適期播種及び適期収穫を関係機関の指導等によりずらした場合は、機関名と指導内容を作業日誌に記載する。 ④その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等。 																											
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年12月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請者の出荷数量（2等級以上）／交付対象面積にて単収を確認する。 																											
備考																												

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会			整理番号	2
使途名	大豆の生産性向上の取組（数量払）（基幹・二毛作）				
対象作物	大豆				
単価	生産者の大豆出荷量1kgにつき74円（上限単価83円） ※基準単収時：面積換算5,800円/10a（上限単価6,500円/10a）				
課題	由布市の大豆の単収は、排水不良等の原因により以前より低迷しており、畑作物の基準単収は78kg/10aと低く、単収の向上が大きな課題である。そのため、単収向上に向け「適期作業」、「排水対策による湿害回避」、「堆肥や土壤改良資材等の施用による土づくり」、「雑草防除」などの基本的な栽培管理技術の励行に取り組む必要がある。加えて近年連作障害が問題となっていることから、輪作体系の確立に取り組んでいく。				
目標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	大豆の収量	目標	—	90kg/10a	100kg/10a
		実績	52.3kg/10a	—	—
内容	大豆の単収向上のための基本的な栽培管理技術を一定以上実施した数量払対象者に対して、出荷量に応じた助成を行う。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者：由布市内の認定農業者、集落営農、認定新規就農者 (※数量払の申請者である) ○取組要件： <ul style="list-style-type: none"> (1) 当年度に作付け収穫された大豆で、農産物検査を受検特定加工用大豆以上に格付けされたもの (2) 生産性向上の取組として、下記の技術のうち必須項目の⑯輪作を含む9技術以上に取り組むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・土壤水分管理（①明渠、②暗渠、③畝間かん水） ・土づくり（④堆肥散布、⑤土壤改良材散布、⑥元肥散布、⑦追肥散布） ・播種時（⑧種子予措、⑨適期播種、⑩畝立て） ・雑草防除等（⑪除草剤散布（播種後）、⑫除草剤散布（大豆生育期）、⑬中耕、⑭培土） ・病害虫防除（⑮防除1、⑯防除2） ・収穫（⑰適期収穫） ・その他（⑯輪作（30%以上）、⑲鳥獣害対策） <p>※ 適期播種とは6月15日～7月15日までの間に播種を行ったものとする。 ※ 適期収穫とは11月1日～11月30日までの間に収穫を行ったものとする。 ※ 適期播種及び適期収穫については、関係機関の指導等を受けて時期をずらした場合は、その適切な理由により取り組んだものと見なすことができる。 ※ 堆肥散布及び土壤改良材散布は、年度内に1回実施すれば取り組んだものと見なす。 ※ 堆肥散布は1t/10a以上とする。 ※ 輪作要件は、(R2の作付ほ場以外のR3の作付面積) >= (R2のほ場面積) × 0.3とする。</p> 				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○由布市農業再生協議会において以下の書類等を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ①助成対象者：由布市認定農業者認定書、営農計画書、交付申請書、現地確認、作業日誌により確認する。 ②数量及び等級：「畑作物の直接支払交付金での数量払の交付」に伴う農政局からの数量払交付金申請者のデータやJAからの出荷情報により確認する。 ③適期播種及び適期収穫を関係機関の指導等によりずらした場合は、機関名と指導内容を作業日誌に記載する。 ④その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等。 				
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年1月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請者の出荷数量（特定加工用大豆以上）／交付対象面積にて単収を確認する。 				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会			整理番号	3
使途名	地域重点作物の作付推進助成（基幹・二毛作）				
対象作物	甘ねぎ、白ねぎ、オクラ、とうがらし、ほうれん草、いちご（基幹） にんにく、ハトムギ（基幹・二毛作）				
単価	20,000円／10a（上限単価24,000円／10a）				
課題	由布市の地理的・気象的特性を活かしながら、野菜等の生産者集団を通して高品質でまとまった量を大消費地で販売したり、新鮮なものを近隣の大規模な直売所等に販売する消費者ニーズに対応した取組は収益性を確保する上で重要である。特に、甘ねぎ、白ねぎ、オクラ、ニンニク、とうがらし、ほうれん草、ハトムギ、いちごを地域重点作物として位置づけ産地化を進め、生産者の収入増に繋げる必要がある。				
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付対象作物の 作付面積	目標	—	30ha	35ha	40ha
	実績	18.1ha	—	—	—
内容	出荷販売を伴う上記地域重点作物の作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者：対象作物を10a以上栽培する個人または生産者集団の構成員 (生産者集団とは特定品目の栽培のために、合同で栽培技術の向上に取り組んでいる集団とする) ○助成対象作物：対象作物を出荷販売すること 集約型農業の振興を図る作物として、ニーズと付加価値が高く、由布市内での振興を計画している作物（とうがらし）や大分県農協の重点推進品目ともなっている甘ねぎ（白ねぎを含む）・オクラ・にんにく・とうがらし、ほうれん草、いちごを対象とする。 また、麦と大豆の連作障害を緩和するため、ハトムギの作付を推進し、作物の多角化による収入増と輪作による麦や大豆の单収と品質の向上を図り、農業収入の増加を図る。なお、二毛作を実施するにんにく及びハトムギについては、主食用水稻や戦略作物との組み合わせに限るものとする。 ○対象作物を10a以上の規模で栽培し、近隣の大規模直売所等で販売する農業者も対象とする。 				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○由布市農業再生協議会において以下の書類等を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ①助成対象者：営農計画書、交付申請書、現地確認 ②生産者集団の会員名簿 ③出荷販売伝票 ④その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等 				
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年1月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象面積を集計 				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

产地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会		整理番号	4																		
使途名	地域振興作物の作付推進助成（基幹）																					
対象作物	生産者集団のある作物（トマト、ニラ、なす、ホオズキ、なばな、アスパラガス、なし、すもも、ブルーベリー）及び一定の面積以上の作付けがある野菜・花き・果樹																					
単 価	11,000円／10a（上限単価14,000円／10a）																					
課 題	<p>主食用米からの転換作物として水田で野菜・花き等の作付けを推進しているが、高齢化もあり今後作付面積が減少する懸念がある。そのため、多様な消費者のニーズに合わせ、野菜等の生産者集団により、①高品質でまとまった量を大消費地で販売すること、②新鮮なものを地域内の旅館や道の駅、その他の直売所や卸売市場等で販売すること、③インターネット等を利用して個人販売をすることなどは、生産者の収益性を確保する上で重要な取組となっている。そのためには、作付面積を拡大して生産者の収入に繋げることが必要である。</p> <p>また、近年、果樹を比較的平坦な田に作付して、作業のしやすさや効率性を優先する取組も始まっている。このような主食用米から果樹への転換についても推進する。</p>																					
目 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">交付対象作物の 作付面積</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>27ha</td> <td>29ha</td> <td>32ha</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>25.7ha</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>							令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	交付対象作物の 作付面積	目標	—	27ha	29ha	32ha	実績	25.7ha	—	—	—
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																	
交付対象作物の 作付面積	目標	—	27ha	29ha	32ha																	
	実績	25.7ha	—	—	—																	
内 容	出荷販売を伴う上記地域振興作物の作付面積に応じて助成する。																					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者：対象作物を10a以上栽培する個人または生産者集団の構成員 (生産者集団とは特定品目の栽培のために、合同で栽培技術の向上に取り組んでいる集団とする) (生産者集団の構成員は、10a以上の面積要件は必要としない) ○助成対象作物：対象作物を出荷販売すること <ul style="list-style-type: none"> ・由布市の振興作物、大分県農協の部会組織のある品目または10a以上の作付けがある野菜や花き及び果樹 ○その他の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・果樹等の永年性作物については、新植初年度のみを対象とする。 ・整理番号3「地域重点作物の作付推進助成」と重複して交付することはできないものとする。 																					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○由布市農業再生協議会において以下の書類等を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ①助成対象者：営農計画書、交付申請書、現地確認 ②生産者集団の会員名簿 ③出荷販売伝票 ④その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等 																					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年1月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象面積を集計 																					
備考																						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

产地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会				整理番号	5
使途名	飼料用米生産性向上の取組（基幹）					
対象作物	飼料用米					
単 価	4,500円／10a（上限単価6,500円／10a）					
課 題	主食用米の需要減と飼料用米の需要増が見込まれる中、当該地域では窒素成分の施肥が十分でないため、単収の低下が課題となっている。そのため、飼料用米の単収増に資する生産性向上の取組を支援し、農業者の収益力向上に繋げる必要がある。					
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	飼料用米の 収量	目標	—	480kg/10a	485kg/10a	488kg/10a
		実績	417.9kg/10a	—	—	—
内 容	飼料用米の単収向上を目指し、飼料用米に適した施肥や専用の一発肥料を利用した作付けに対し助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 飼料用米を生産・販売する農業者。 ○取組要件 専用品種の施肥基準である、窒素成分が概ね元肥：穂肥：晚期穂肥=6：3：4 (kg/10a) 程度となるように窒素成分が合計で概ね10 kg/10a以上を満たす施肥を実施する。その場合、以下のいずれかの方法で取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①飼料用米専用の緩効性肥料（一発穂肥）を用いる ②主食用米用の緩効性肥料（一発肥料）を用いた場合は、晚期穂肥を行う。 ③化成肥料や単肥施肥（尿素投入）で対応する場合は、概ね窒素成分で10kg/10a以上となる施肥とする。ただし、堆肥や鶏ふん等を散布して、低コスト化を図りながら基準単収を確保する作付を目指す農業者で、適切な収量が確保できる施肥計画であると指導機関（JA、市、県の振興局等）が判断できれば、肥料の施肥要件を緩和できるものとする。 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○由布市農業再生協議会において、以下の書類等で確認する。 営農計画書、現地確認、出荷契約書、栽培作業日誌（肥料の種類及び施肥量を確認）、その他要件を満足していることを確認できるもので、由布市農業再生協議会が必要と判断し、提出を求める書類等 					
成果等の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年1月末までに、以下の方法で確認する。 ・交付対象者の出荷数量／交付対象面積 にて単収を確認する。 					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会				整理番号	6																												
使途名	そば・なたね二毛作助成（二毛作）																																	
対象作物	そば・なたね																																	
単価	12,000円／10a（上限単価14,000円／10a）																																	
課題	<p>当該地域では、中山間地が多く1筆当たりの面積が小さい。そのため、農業収入を上げるには、ほ場を多機能に活用する二毛作の取組が必要である。</p> <p>同時に、ほ場を集約するほ場整備も実施されている地域もあり、ほ場が使用できる期間が限られるため、短い期間でもほ場を有効活用し、農業者の収益力向上に繋げる必要がある。</p>																																	
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">そば・なたね(二毛作)の作付面積</td> <td>目標</td> <td>3.0ha</td> <td>3.2ha</td> <td>3.4ha</td> <td>3.6ha</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0.0ha</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水田利用率</td> <td>目標</td> <td>82.36%</td> <td>82.37%</td> <td>82.50%</td> <td>83.00%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>76.20%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	そば・なたね(二毛作)の作付面積	目標	3.0ha	3.2ha	3.4ha	3.6ha	実績	0.0ha	—	—	—	水田利用率	目標	82.36%	82.37%	82.50%	83.00%	実績	76.20%	—	—	—
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																													
そば・なたね(二毛作)の作付面積	目標	3.0ha	3.2ha	3.4ha	3.6ha																													
	実績	0.0ha	—	—	—																													
水田利用率	目標	82.36%	82.37%	82.50%	83.00%																													
	実績	76.20%	—	—	—																													
内容	基幹作に主食用米または戦略作物、そば、なたねを作付した水田に、二毛作としてそば・なたね（は種前契約等を締結したもの）を作付した面積に対して助成する。																																	
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者：販売・自家加工販売の目的で、対象作物を生産する販売農家、集落営農とする。 ○交付要件：そば・なたねのは種前契約等を締結して、生産したほ場を助成の対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①そば・なたねは種前契約等を締結又は自家加工販売計画書を作成して、作付していること。 ②本年6月末までに、交付申請書・営農計画書・は種前契約書等の写し・自家加工販売計画書等を提出していること（収穫・出荷販売が完了している春そば・なたねは出荷販売契約書の写し・販売伝票等の写し・自家加工販売実績報告書等を提出） ③基幹作として主食用米・戦略作物・そば・なたねとの組み合わせに限る。 ○その他要件 生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。 																																	
取組の確認方法	<p>上記要件の確認方法として</p> <ul style="list-style-type: none"> ①営農計画書・は種前契約書・出荷販売契約書・自家加工販売計画書等に基づき確認。 ②現地確認。 ③作業日誌又は栽培管理日誌等により確認。 ④そば数量払申請者の数量確認は、「畑作物の直接支払交付金での数量払いの交付」に伴う農政局からの数量払交付金申請者のデータ確認で足りる。 ⑤なたね数量払申請者は、数量払申請書により販売確認。 ⑥数量払を申請しない場合は、販売伝票・自家加工販売実績報告書等により販売確認 ⑦その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等 																																	
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年1月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象面積を集計 ・水田利用率については、以下の式により算出する。 水田利用率 = (基幹作面積+二毛作面積) / 全水田面積 																																	
備考																																		

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会				整理番号	7
使途名	そば・なたね助成（基幹）					
対象作物	そば・なたね					
単価	20,000円／10a以内					
課題	そばやなたねについて地域の実需者との契約に基づき、排水対策等の取組により生産性向上の取組を行い、産地化を図る必要がある。また、地域振興に寄与する現行の栽培面積の維持又は拡大に対して支援を行う。					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	そば・なたね（基幹）の作付面積	目標	—	3.2ha	3.4ha	3.8ha
		実績	2.9ha	—	—	—
内容	交付対象水田に作付された、そば・なたね（基幹）に対し、助成を行う。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者：販売・自家加工販売の目的で、対象作物を生産する販売農家、集落営農とする。 ○交付要件：そば・なたねの種前契約等を締結して、生産したほ場を助成の対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①そば・なたねのは種前契約等を締結又は自家加工販売計画書を作成して、作付していること。 ②本年6月末までに、交付申請書・営農計画書・は種前契約書等の写し・自家加工販売計画書等を提出していること（収穫・出荷販売が完了している春そば・なたねは出荷販売契約書の写し・販売伝票等の写し・自家加工販売実績報告書等を提出） ○その他要件 生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。 					
取組の確認方法	<p>上記要件の確認方法として</p> <ul style="list-style-type: none"> ①営農計画書・は種前契約書・出荷販売契約書・自家加工販売計画書等に基づき確認。 ②現地確認。 ③作業日誌又は栽培管理日誌等により確認。 ④そば・なたね数量払申請者の数量確認は、「畑作物の直接支払交付金での数量払いの交付」に伴う農政局からの数量払交付金申請者のデータ確認で足りる。 ⑤数量払を申請しない場合は、販売伝票・自家加工販売実績報告書等により販売確認 ⑥その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等 					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年1月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象面積を集計 					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会				整理番号	8
使途名	転換作物拡大加算（基幹）					
対象作物	麦、大豆、飼料作物（飼料用とうもろこしを除く）、WCS用稻、飼料用米、そば、なたね					
単価	13,000円／10a（上限単価15,000円／10a）					
課題	由布市は農業経営面積のうち水稻作付率が高く、米への依存度が高いことがうかがえる。今後、米の需要度が下がることによる経営悪化が見込まれる中、米から高収益作物等への転換を促し農業経営の安定に向けた多角的な農業を推進する必要がある。特に、食料自給率・自給力の向上に向け、麦、大豆、飼料作物等の戦略作物の作付を推進し、由布市の農業経営の安定と発展をめざす。					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	対象作物の 作付面積	目標	—	7.5ha	8.0ha	8.5ha
		実績	7.2ha	—	—	—
内容	前年度対象作物を作付した面積（基幹）に比べ、今年度作付けした面積（基幹）の拡大分に対し、助成を行う。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者：販売・自家加工販売の目的で対象作物を生産する販売農家、集落営農のうち、対象作物の作付面積が20a以上である農業者とする。 ○交付要件：対象作物のは種前契約等を締結して、生産したほ場面積の前年度作付面積との拡大面積分について助成の対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①種前契約等を締結又は自家加工販売計画書を作成して、作付していること。 ②本年6月末までに、交付申請書・當農計画書・は種前契約書等の写し・自家加工販売計画・利用供給協定書の写し・自家利用計画書等を提出していること（収穫・出荷販売が完了している場合は出荷販売契約書の写し・販売伝票等の写し・自家加工販売実績報告書等を提出） ○その他の要件：同一ほ場で、整理番号9番高収益作物等拡大加算との重複受給はできないものとする。 					
取組の確認方法	<p>上記要件の確認方法として</p> <ul style="list-style-type: none"> ①當農計画書・は種前契約書・出荷販売契約書・自家加工販売計画書・利用供給協定書・自家利用計画書等に基づき確認。 ②現地確認。 ③作業日誌又は栽培管理日誌等により確認。 ④数量払申請者の販売確認は、「畑作物の直接支払交付金での数量払の交付」に伴う農政局からの数量払交付金申請者のデータ確認で足りる。 ⑤数量払を申請しない場合は、販売伝票・自家加工販売実績報告書等により販売確認 ⑥その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等 					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年1月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象面積を集計し、農業者ごとに対象作物面積が拡大した面積を計算し、確認する。 					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	由布市農業再生協議会				整理番号	9																							
使途名	高収益作物等拡大加算（基幹・二毛作）																												
対象作物	高収益作物、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし																												
単 価	13,000円／10a（上限単価15,000円／10a）																												
課 題	由布市は農業経営面積のうち水稻作付率が高く、米への依存度が高いことがうかがえる。今後、米の需要度が下がることによる経営悪化が見込まれる中、米から高収益作物等への転換を促し、農業経営の安定に向けた多角的な農業を推進する必要がある。特に、由布市及び県域で作付推進している高収益作物等の作付を推進し、将来の由布市の農業経営の安定と発展をめざす。																												
目 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">対象作物の 作付面積</th> <th>目標</th> <td>—</td> <td>11.0ha</td> <td>13.0ha</td> <td>15.0ha</td> </tr> <tr> <th>実績</th> <td>10.0ha</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6"></td></tr> </tbody> </table>								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対象作物の 作付面積	目標	—	11.0ha	13.0ha	15.0ha	実績	10.0ha	—	—	—						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																								
対象作物の 作付面積	目標	—	11.0ha	13.0ha	15.0ha																								
	実績	10.0ha	—	—	—																								
内 容	前年度対象作物を作付した面積に比べ、今年度作付けした面積の拡大分に対し、助成を行う。																												
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者：販売・自家加工販売の目的で、対象作物を生産する販売農家、集落営農のうち、対象作物の生産者集団の構成員または対象作物作付面積が20a以上である農業者とする。 ○交付要件：申請者ごとに、対象作物を生産したほ場面積と前年度作付面積との拡大面積分について助成の対象とする。なお、拡大面積については、基幹作と二毛作を合計した面積で比較する。 ○本年6月末までに、交付申請書・営農計画書・は種前契約書等の写し・自家加工販売計画・利用供給協定書の写し・自家利用計画書等を提出していること（収穫・出荷販売が完了している場合は出荷販売契約書の写し・販売伝票等の写し・自家加工販売実績報告書等を提出） ○その他の要件：同一ほ場で、整理番号8番転換作物拡大加算との重複受給はできないものとする。 																												
取組の 確認方法	<p>上記要件の確認方法として</p> <ol style="list-style-type: none"> ①営農計画書・は種前契約書・出荷販売契約書・自家加工販売計画書・利用供給協定書・自家利用計画書等に基づき確認。 ②現地確認。 ③作業日誌又は栽培管理日誌等により確認 ④販売伝票・自家加工販売実績報告書等により販売確認 ⑤その他必要に応じて由布市農業再生協議会が提出を求める書類等 																												
成果等の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年1月末までに、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象面積を集計し、農業者ごとに対象作物面積が拡大した面積を計算し、確認する。 																												
備 考																													

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

